

コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

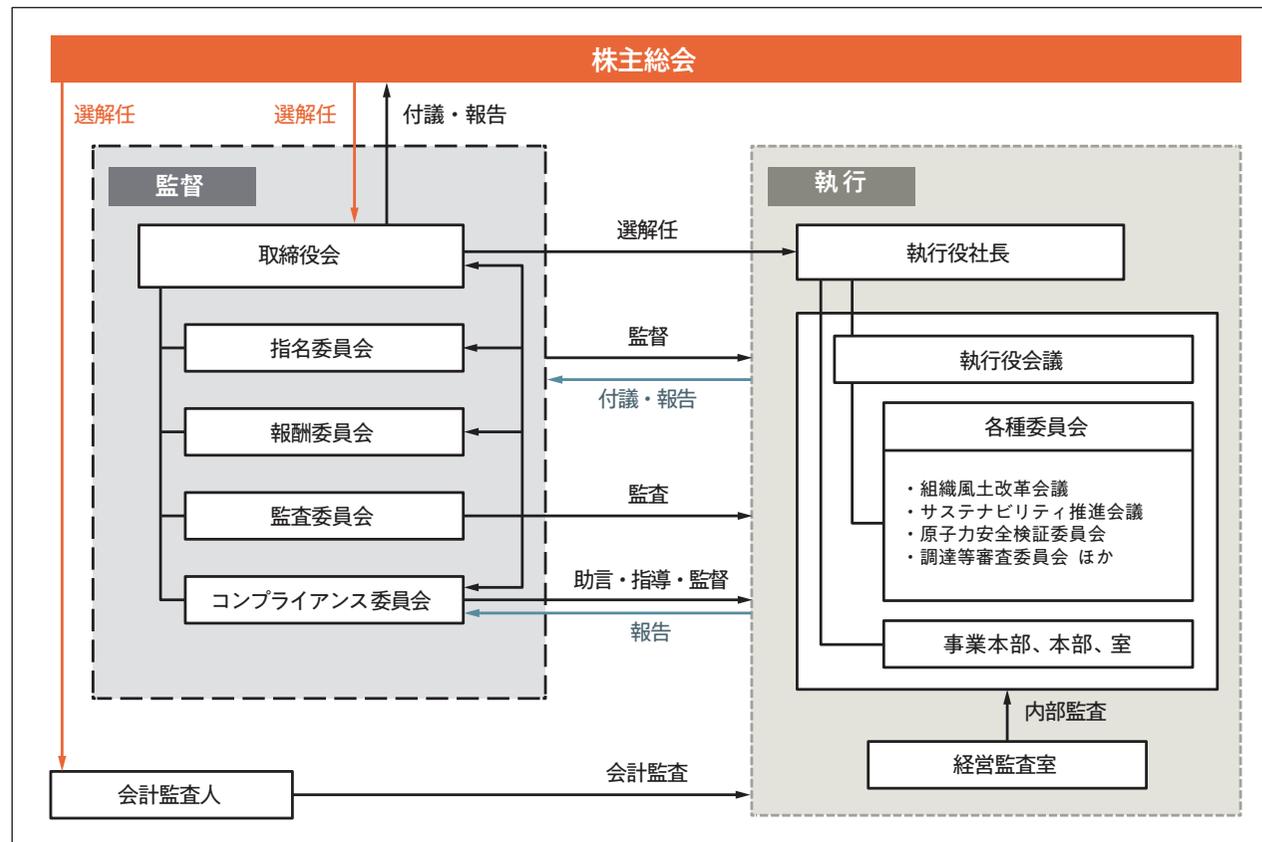
当社グループは「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」に基づき、ステークホルダーのみなさまのご期待にお応えし続けることで、持続的な企業価値の向上と社会の持続的発展に貢献します。

その実現に向けた経営の最重要課題は、コーポレート・ガバナンスの強化であると認識し、当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。

監督においては、ステークホルダーのみなさまの視点を反映するため、取締役会を中心に外部の客観的かつ多様な視点を重視した体制を構築し、執行に対して適切な監督を行うことで、経営の透明性・客観性の向上を図ります。

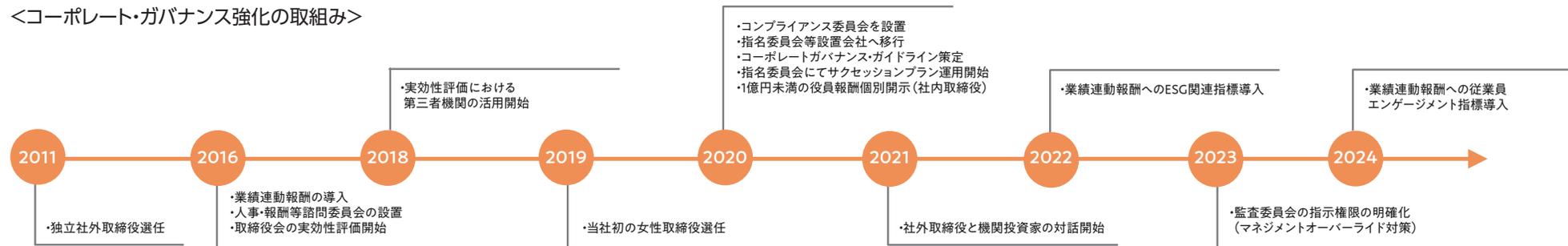
現状のコーポレート・ガバナンスの概要

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しています。



※関西電力送配電(株)においても、ガバナンスについては、一般送配電事業者としての中立性の確保を前提に、当社が株主としての権利を有する関係において、適切な体制を実現してまいります。

<コーポレート・ガバナンス強化の取組み>



コーポレート・ガバナンス体制

1. 監督

取締役会

〈構成〉

当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性と適正な規模の両立を図り、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役(8名)と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役(5名)により、全体としてバランスのとれた構成としています。

また、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、取締役会を構成する取締役の員数は、20名以内とし、その過半数を独立社外取締役としています。

なお、取締役会議長は、独立社外取締役が務めることとしています。

〈役割と責務〉

取締役会は、多様で幅広いステークホルダーの立場を踏まえたうえで、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のために、「企業戦略等の大きな方向性を示すこと」、「執行役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと」、「独立した客観的な立場から、経営に対する実効性の高い監督を行うこと」を主要な責務としています。経営計画等の経営の基本方針については、多様な観点から十分に議論をおこなったうえで決定し、その進捗状況を定期的にモニタリングし、その結果を今後の方針に反映させます。実効的な内部統制やリスク管理の体制を整備し、特にコンプライアンスの観点から経営を監督しつつ、執行役の迅速・果断な意思決定を支援します。また、特

に重要な事項については、重点的に報告を求める等、取締役会による特別監督を行います。

執行と監督を明確に分離する観点から、取締役会は、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任します。なお、執行役への委任の有無にかかわらず、特に重要な業務執行の決定については、必要に応じ、検討段階において取締役会で事前に議論を行い、執行役は社外取締役をはじめとする取締役からの適切な意見・助言を得ます。

〈2024年度の運営状況〉

2024年度は、法令および取締役会規則に基づき、主に以下の重要事項について決議・審議をおこなっております。

〈決議事項〉

- ・株主総会議案や各委員会の構成、執行役人事
- ・「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」の改定
- ・中期経営計画(2021-2025)のアップデート
- ・グループの中長期的成長に向けた資本・財務戦略

〈審議事項〉

- ・四半期ごとの決算を含む中期経営計画の進捗状況
- ・内部統制システムの整備・運用状況
- ・株主・投資家をはじめとする各種ステークホルダーとの対話方針

加えて、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等および特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反をうけ策定した業務改善計画のもと、各種再発防止策の進捗状況、組織風土改革および内部統制の抜本的強化の取組状況について、取締役会による特別監督として、取締役会の開催に合わせ、徹底的に審

議をおこなっています。

これらの決議および審議をおこなうにあたって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、2024年度は、取締役による意見交換会を3回、社外取締役オフサイトミーティングを2回、取締役および執行役による役員合同研修会を1回開催し、次期中期経営計画策定を念頭に置いた当社グループの目指す姿や、人事制度・人財戦略等、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性等について幅広く議論しています。

また、独立社外取締役は、取締役会議題等に係る事前説明の聴取、第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、積極的に当社の状況把握に努めています。



社外取締役オフサイトミーティング (2024/8 本店)



社外取締役と従業員との対話の模様 (2024/12 原子力事業本部)

コーポレート・ガバナンス体制

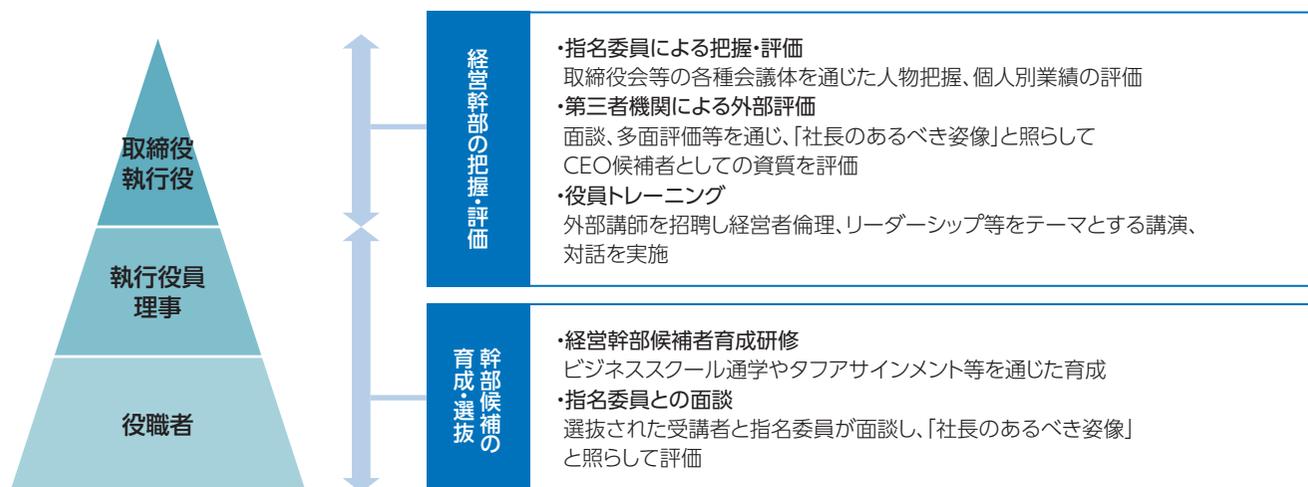
指名委員会

委員長：榊原定征
委員：高松和子、真鍋精志、園潔

指名委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。

当委員会は、「取締役候補者の指名を行うにあたっての方針」を定めたうえで、取締役の選解任に関する株主総会議案を決議するほか、その他役員人事に関する事項について、決議・審議を行います。また、グループ全体の持続的成長と、中長期的な企業価値の向上のため、執行役社長の選定を最も重要な戦略的意思決定であると考え、十分な時間と資源をかけて後継者計画および後継者候補の計画的育成に取り組みます。

<執行役社長のサクセッションプラン(後継者計画)>



後継者計画の策定にあたり、次の執行役社長に期待する成果や必要な経験・スキル、コンピテンシー（能力）、ポテンシャル（素質）、価値観、人柄について審議し、「社長のあるべき姿像」を確認します。

加えて、社内評価や、第三者機関による外部評価等も活用し、多面的に候補者の情報を収集するとともに、指名委員が直接面談するなど、選任プロセスを明確化し、高い透明性・客観性を確保しています。

<2024年度の運営状況>

2024年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。

- ・執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成
- ・株主総会に提案する取締役人事
- ・社外取締役の後継者計画
- ・取締役指名方針等の見直し

報酬委員会

委員長：高松和子
委員：榊原定征、真鍋精志、矢萩典代

報酬委員会の委員長および委員全員が独立社外取締役です。

当委員会は、「取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針」を定めたうえで、取締役および執行役の個人別の報酬を決議するほか、その他役員報酬に関する事項について、決議・審議を行います。また、取締役の報酬水準など、報酬に関する諸課題の検討にあたっては、外部専門機関のデータや他社状況等を活用しています。

<2024年度の運営状況>

2024年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。

- ・他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬のあり方
- ・業績連動報酬の仕組みや財務、非財務目標の設定

※取締役・執行役の報酬の詳細設計については、P88をご覧ください。

コーポレート・ガバナンス体制

監査委員会

委員長：友野宏
委員：内藤文雄、園潔、原悦子、島本恭次、西澤伸浩

監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、独立社外取締役4名と執行役を兼務しない社内取締役2名で構成しています。監査委員会を構成する取締役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任するものとしています。

監査委員会は、その職務を執行するために必要な基本方針、規則等を定め、当社または当社の子会社の執行役、取締役または従業員等の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告・意見表明等を行っています。また、必要に応じて執行役等に対して助言または勧告を行います。

監査委員会、内部監査部門および会計監査人は、適宜、連携して監査を実施することおよび監査計画や監査結果

<監査委員会と会計監査人との主な連携の状況>

項目※1	時期	概要
監査計画の説明	7月※2	当事業年度の監査計画の説明をうける。
期中レビュー報告	10月	会計監査人から中間期の期中レビュー結果について報告をうけ、意見交換をおこなう。
監査の期中報告	7、12、1月	会計監査人監査の進捗状況の報告をうけ、意見交換をおこなう。
監査の期末報告	5、6月	会計監査人監査の期末報告(内部統制監査状況を含む)をうけるとともに、会計監査人の職務の遂行状況に関する詳細報告を受領する。
監査上の主要な検討事項(KAM)	10、12、2、5、6月	KAM について監査委員と会計監査人が協議し、意見交換をおこなう。*3

※1:監査委員会が選定する監査委員と会計監査人との連携を含みます

※2:年度を通じて、各報告時に、監査計画の見直しがあればその報告を受けています ※3:KAM に関連する情報開示の適切性・整合性についても確認をしています

の意見交換等を通じて互いに緊密な連携を図ることで、効率的かつ実効性のある監査に努めています。

また、監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取しています。

<2024年度の運営状況>

取締役会で決定した当社グループの経営にかかわる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの防止と企業価値の向上に向けて適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、取締役会や執行役への報告、意見表明等を行います。

2024年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。

- ・コンプライアンスの徹底に係る取組みの監視、検証
- ・重要な経営課題に関する業務執行の監視、検証

- ・グループガバナンス強化の監視、検証
- ・金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

監査委員会は、会計監査人から、期初の段階で、監査計画の説明を受けるとともに、その実施状況について、中間期中レビューの状況、期中および期末に年度監査の状況報告を受け、意見交換を行うなど、互いに緊密な連携を保っております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)についても、会計監査人と年度中に複数回協議し、意見交換を行っております。

監査委員会と会計監査人との主な連携の状況は次のとおりです。

コンプライアンス委員会

委員長：菊地伸(弁護士)
委員：松山達(弁護士)、中谷常二(大学教授)、森望(関西電力社長)、池田雅章(関西電力CCO)

当社グループにおけるコンプライアンスに係る監督機能強化のため、執行から独立した「コンプライアンス委員会」を取締役会直下に設置しています。コンプライアンス委員会は委員長を含む委員の過半数を社外有識者として、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役等に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行っています。

コーポレート・ガバナンス体制

スキル・マトリックス – 取締役が備えるべき知見・能力など –

当社は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を最上位概念として、お客さまや社会にとっての「『あたりまえ』を守り、創る Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society」という存在意義のもと、安全を守り抜くことを大前提に「公正 Fairness」「誠実 Integrity」「共感 Inclusion」「挑戦 Innovation」という価値観を大切に事業活動を行い、持続可能な社会を実現することを掲げており、「コンプライアンス」や「サステナビリティ」については、取締役全員が備えるべき視点・姿勢と位置付けています。

この理念のもと、中期経営計画の達成に向けて、特に重要となる10個のマテリアリティを特定しております。これらマテリアリティの解決・達成に向けて、経営の監督機能を適切に発揮するため、経営経験者には、経営戦略の策定やリスクマネジメント、組織運営など、総合的な知見の発揮を期待するとともに、取締役会全体として備えるべき専門的な知見・能力を下記のとおりに特定いたしました。

法務・ガバナンス	公正な事業活動、持続的な企業価値向上に向けて、法令遵守状況や、コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理の体制構築・運用状況を監督できる知見・能力が重要であるため
財務・会計	正確な財務報告や財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務戦略や資本政策等を監督できる知見・能力が重要であるため
環境・エネルギー	エネルギーをはじめとするグループ各事業において、社会情勢や政策動向等を踏まえながら、ゼロカーボンへの挑戦をはじめとする環境負荷の少ない事業推進を監督できる知見・能力が重要であるため
テクノロジー・イノベーション	当社の事業基盤を支え、新たな価値を提供していくためには、最新の技術動向を踏まえ、DX・イノベーション推進等を監督できる知見・能力が重要であるため
顧客・社会エンゲージメント	多様なステークホルダーから信頼され、共に成長・発展していくためには、広報、コミュニケーション、マーケティング、地域共生等に関する取組みを監督できる知見・能力が重要であるため
グローバルビジネス	異なる文化・商慣習に即した海外事業の展開や収益性向上、ビジネスパートナーとの良好な関係構築等を監督できる知見・能力が重要であるため
人財開発	従業員一人ひとりが、意欲や能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍するためには、人財育成やDE&I推進、人事制度等の人財基盤の強化の取組みを監督できる知見・能力が重要であるため

取締役		榊原 定征	友野 宏	高松 和子	内藤 文雄	真鍋 精志	園 潔	矢萩 典代	原 悦子	森 望	荒木 誠	小川 博志	島本 恭次	西澤 伸浩
経営経験		●	●	●		●	●			●	●		●	
特に期待する知見・能力	法務・ガバナンス	●	●		●	●	●		●		●	●	●	●
	財務・会計				●	●	●							●
	環境・エネルギー	●	●	●						●		●	●	
	テクノロジー・イノベーション	●	●							●	●		●	
	顧客・社会エンゲージメント			●		●	●	●		●	●			
	グローバルビジネス	●	●	●			●		●					
	人財開発			●		●		●		●	●	●		

コーポレート・ガバナンス体制

取締役・執行役の報酬

(報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しています。

業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみとしています。

業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、目安として「基本報酬:業績連動報酬:株式報酬=6:3:1」となるよう、設定しています。

〈報酬体系〉

(基本報酬)

各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を毎月定額で支給します。

(業績連動報酬)

全社業績および個人別業績に基づき、年1回、7月末に賞与として支給します。

全社業績は、財務指標(経常利益、FCF、ROA、ROIC)と非財務指標(CO₂排出削減量などESG関連項目)に基づき、個人別業績は各担当部門の取組み実績等に基づき評価し、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標に対する達成率を乗じて算定します(達成率の詳細は右の表

をご覧ください)。なお、執行役社長については、全社業績のみで評価します。

(株式報酬)

執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定の

ポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しています。

〈役員報酬の全体像(2025年7月~2026年6月)〉

2024年度の報酬実績はこちらをご参照ください [WEB](#)

報酬総額		業績連動報酬の内訳																	
株式報酬 【10%】	業績連動報酬 【30%】	全社業績 (70%)	財務指標(連結)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>割合</th> <th>2025年度 目標・評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常利益</td> <td>65%</td> <td>達成率=経常利益 / 4,000 億円</td> </tr> <tr> <td>FCF</td> <td>10%</td> <td>達成率=2021~2025年度合計実績 / 4,100 億円</td> </tr> <tr> <td>ROA</td> <td>5%</td> <td>達成率=2025年度実績 / 4.6% 【ROA=(経常利益+支払利息) / 総資産】</td> </tr> <tr> <td>ROIC</td> <td>5%</td> <td>達成率=2025年度実績 / 4.5% 【ROIC=NOPAT(税引後営業利益) / 投下資本】</td> </tr> </tbody> </table>	指標	割合	2025年度 目標・評価基準	経常利益	65%	達成率=経常利益 / 4,000 億円	FCF	10%	達成率=2021~2025年度合計実績 / 4,100 億円	ROA	5%	達成率=2025年度実績 / 4.6% 【ROA=(経常利益+支払利息) / 総資産】	ROIC	5%	達成率=2025年度実績 / 4.5% 【ROIC=NOPAT(税引後営業利益) / 投下資本】
			指標	割合	2025年度 目標・評価基準														
経常利益	65%	達成率=経常利益 / 4,000 億円																	
FCF	10%	達成率=2021~2025年度合計実績 / 4,100 億円																	
ROA	5%	達成率=2025年度実績 / 4.6% 【ROA=(経常利益+支払利息) / 総資産】																	
ROIC	5%	達成率=2025年度実績 / 4.5% 【ROIC=NOPAT(税引後営業利益) / 投下資本】																	
基本報酬 【60%】	個人別業績 (30%)	非財務指標	CO ₂ 排出削減量	15%	達成率= ・ゼロカーボンロードマップに掲げるGHG削減目標達成に向けた国内発電事業におけるCO ₂ 排出量の削減取組み状況 ・DJSI、CDP等の外部評価 ・従業員エンゲージメントや組織風土改革に関するKPIの達成状況等を参照し報酬委員会が評価														
			社外 ESG 評価																
			従業員、組織エンゲージメント																
		○指標 個人別業績(査定) ○適用 役位別基準額(個人) × 査定率(0~120%)																	

(注)1:業績連動報酬の役位別基準額(年額)

・取締役執行役社長	2,700 万円
・取締役執行役副社長	2,010 万円
・執行役副社長	1,860 万円
・執行役常務	1,260 万円

2:全社業績は、業績の達成率に応じて0~150%の範囲で変動する。

3:個人別業績は、個人別の成果などに応じて0%~120%の範囲で変動する。
なお、執行役社長は、個人別業績を適用せず、全社業績の割合を100%とする。

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会の実効性評価と対応方針

当社は、取締役会や指名・報酬・監査委員会の機能向上のため、毎年、取締役会等の実効性評価を実施し、取締役会運営をはじめとするコーポレート・ガバナンスの改善を図っています。

(1) 2024年度の実効性評価の概要

評価・分析方法	評価項目
<ul style="list-style-type: none"> 2025年1月、全取締役を対象とするアンケート(5段階評価+自由記述)により、取締役会等の実効性に関する調査を実施。 調査にあたっては、評価の透明性・客観性向上のため、第三者機関を活用。 第三者機関による調査結果の分析を踏まえ、取締役会等の実効性について、2025年4月30日開催の取締役会にて審議・評価。 	<ol style="list-style-type: none"> 取締役会の役割・機能 業務改善計画に基づく取組状況 取締役会の構成・規模 取締役会の運営 指名・報酬・監査委員会の運営 社外取締役の役割・サポート体制 株主・投資家等との関係 課題への対応状況

2024年度の調査結果の総評

取締役会の強みとして、「社外取締役による会社理解の機会の充実」等を背景に、「当社グループのめざす姿の議論・共有」が活発におこなわれていることに加え、「業務改善計画の取組みに対する特別監督」が十分に機能しているとの分析結果を確認しております。

また、前回調査における主な課題について、約85%の取締役から「概ね改善している」との回答を得るとともに、特に、「取締役会運営の改善」については、関連する設問の評点向上に加え、肯定的なコメントが多数寄せられるなど、取締役会等の実効性が着実に向上していることを確認しております。

一方、引き続き課題として評価された「グループガバナンスに対する監督」および今回新たに課題として挙げられた「ステークホルダーとのコミュニケーションの強化」については、今後の主な課題として重点的に取り組み、取締役会等のさらなる実効性向上に努めてまいります。

(2) 2024年度の実効性向上の主な取組みと評価結果

2023年度の主な課題	2024年度の主な取組み	評価結果
グループガバナンスに対する監督	<ul style="list-style-type: none"> 特別監督対象である内部統制の抜本的な強化の一環として、グループ会社に対するガバナンス強化の取組みについて取締役会で重点的に審議し、指導・監督を徹底。 監査委員会においても、特別監査の一環として、子会社の内部統制に関する執行側の取組状況を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> グループガバナンスに対する監督機能は十分に発揮されており、一定の改善が見られる。 一方、依然としてグループ会社で不適切事象が発生しており、引き続き、グループ会社の内部統制強化を重点課題として取り組む必要がある。 <p>(取締役からの主なコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会への報告は十分に行われており、適切な監督がなされている。 グループガバナンスの強化に対する意識には大きな変化が感じられ、全体的な取組みも進んでいるものの、さらなる改善と指導の余地がある。
取締役会運営の改善	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の議題設定や運営改善の方向性、特別監督の進め方等について、独立社外取締役のみで構成する会合等の場で議論し、取締役会が監督すべき事項について取締役間で認識を共有。 充実した審議を行うため、取締役会の資料構成の見直しや説明内容の工夫について執行側に共有・徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 総じて、評点向上、肯定コメントが多く、改善傾向。 今後も運営改善に向けた取組みを継続し、取締役会等の実効性のさらなる向上を図るべき。 <p>(取締役からの主なコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要約資料の導入や、議案に関する事前説明の際に挙げた意見を踏まえた審議が行われる等、議論を重視した運営が行われている。

(3) 今後の主な課題と取組方針

今後の主な課題	取組方針
(継続課題認識) グループガバナンスに対する監督	内部統制の抜本的強化の一環として、グループ会社に対するガバナンス強化の取組みについて、引き続き、取締役会の重点テーマとし、定期的に審議を行う。
(新たな課題認識) ステークホルダーとのコミュニケーションの強化	株主・投資家をはじめとする各種ステークホルダーの意見等について取締役会への報告を充実させ、対話方針や開示内容に対する助言・指導を強化する。

コーポレート・ガバナンス体制

取締役の活動状況

2024年度の実績報告会および指名・報酬・監査委員会の開催状況ならびに個々の取締役の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催状況および出席状況			
	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊原 定征 [*]	◎100%(14/14回)	◎100%(10/10回)	100%(8/8回)	-
友野 宏 [*]	100%(14/14回)	-	-	◎100%(14/14回)
高松 和子 [*]	100%(14/14回)	100%(10/10回)	◎100%(8/8回)	-
内藤 文雄 [*]	100%(14/14回)	-	-	100%(14/14回)
真鍋 精志 [*]	100%(14/14回)	100%(10/10回)	100%(8/8回)	-
田中 素子 [*]	100%(14/14回)	-	-	100%(14/14回)
園 潔 [*]	100%(12/12回)	100%(8/8回)	-	100%(11/11回)
矢萩 典代 [*]	100%(12/12回)	-	100%(7/7回)	-
森 望	100%(14/14回)	-	-	-
荒木 誠	100%(14/14回)	-	-	-
小川 博志	100%(12/12回)	-	-	-
島本 恭次	100%(14/14回)	-	-	100%(14/14回)
西澤 伸浩	100%(14/14回)	-	-	100%(14/14回)

(注)各印は、以下を示しています。
 ()は出席回数/在任中の開催回数
 ◎は議長または委員長
 ※は独立社外取締役

3. 子会社のマネジメント

子会社に対しては、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること、子会社の経営層に対して、各種会議体でのコミュニケーションを通じた経営状況の定期的な把握や、会社法をはじめとする法令等に基づく責務・役割の徹底を図るために、外部講師による集合研修を実施すること等により、企業集団の業務の適正を確保しています。

加えて、子会社における重要な意思決定については、事前に関与することや、特に当社グループの成長の柱となる事業を担う中核会社については、重要な業務執行方針および計画を執行役会議で審議することにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努めています。

具体的には、業績評価制度に基づき、各社の計画・方針と当社グループ方針との整合を確認したうえで、期初に財務・非財務の目標を設定し、期中や期末において経営幹部がコミュニケーションを行うなど、進捗確認を行っています。加えて、一定規模の投資や新規事業分野への進出などの個別の計画等に関しては事前に調整を行っており、これらを通じて、グループ全体の企業価値の向上および企業価値毀損の未然防止に努めています。

当社のガバナンスに関する詳細については以下 WEB サイトもご覧ください。

関西電力コーポレート・ガバナンス



2. 執行

執行役

執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従い、また、社長による「ステークホルダーのみなさまに対する宣誓」、「公正な競争の実現に向けたコミットメント」の趣旨に則り、率先して、自らの職務の執行を律することが求められています。執行役の選解任については、当社事業の各分野における豊富な専門的知識と経験、業務執行能力、人格などについて、当社執行役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、取締役会において審議し、決定しています。

取締役会決議により、執行役は取締役会から委任された業務執行の決定を行い、かつ、会社の業務を執行しています。

執行役会議、各種委員会

取締役会の決定した基本方針に基づいて、当社グループ全般の重要な業務執行方針および計画ならびに業務執行に関し審議するとともに、必要な報告を受けるため、執行役社長を議長にすべての執行役で構成する「執行役会議」を原則として毎週開催し、迅速かつ適切な会社運営を実施しています。上記に加え、当社は、執行の適正化と円滑化を図るため各種委員会組織を設置し、執行役会議を通じた意思決定や各部門の業務執行を支援しています。これらは各目的に関連する業務を担当する執行役を主として構成し、定期的に開催もしくは必要に応じて適宜開催しています。

各種委員会に関しては、「関西電力コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご覧ください。